

## 第8回

# 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会

日 時 令和6年3月28日（木） 自 午後 3時00分  
至 午後 4時24分

場 所 法務省地下一階大会議室

**倉吉座長** これより第8回持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会を開催いたします。本日は、中間取りまとめをすることとなっています。

なお、押切保護局長が途中、公務のため退席いたします。代理を中村審議官が務めることになっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、事務局から本日の資料について説明願います。

**中島企画調整官** 第8回検討会の資料は資料1及び資料2となっております。

資料1は、中間取りまとめ案の事務局修正案です。2ページを御覧ください。「I 保護司・保護司制度を取り巻く現状」部分について加筆いたしました。読み上げますと、「持続可能な保護司制度の確立に向け、今後講じていく施策は、保護司からの具体的な要望に基づき、次世代に着実につないでいくために、できる限りのことをするものでなければならない。そこで、若手からベテランに至るまで保護司の多様な要望を広く把握し、それら一つひとつについて、どのような施策が可能かを検討した。もとより、価値観の多様化が著しい我が国の社会情勢の変化を予測することは困難であるが、次世代の保護司制度は、若手とベテランの世代間の考え方の相違を乗り越え、幅広い年齢層の保護司が相互に協力し合える環境の下で、国民からの理解もより広く得られるものとする必要がある。以上の観点に立って、若手とベテランの双方の要望を可能な限り満たし、更生保護官署及び保護司組織において真の実効性を持って運用される施策の策定を目指すこととした。」

この部分につきましては、前回検討会におきまして、横田構成員から二つの御提案がございました。一つは、今どう変化しなければならないかということ、二つは、若手現役世代に対して保護司会というものはどうあるべきかということでございます。これに対して、いずれも保護司会長である柳川構成員と山元構成員から、本当に大切な視点であること、いかにして今の現役世代の方に保護司になって引き継いでもらえるかが常に懸案であることといった御発言がありました。「一人でも多くの現役世代の方に保護司になっていただき、保護司制度をつないでいけるようにすること」が本検討会の出発点です。保護司は、保護観察官とともに保護観察の実行者であり、その対象者の刑の執行中の期間という、ある意味、その対象者の人生の岐路の場面に携わることから、サークルや同好会のように自身の都合に合わせてスポットで対応することが難しい役割です。また、このような特殊な役割を担っているからこそ、保護司会という組織を構成する必要があります。しかしながら、現役世代にとっては、その保護司会の人間関係などが重荷になっている状況もあります。そこで、現行制度の枠組みの意義は踏まえつつも、それらにとらわれ過ぎることなく、現役世代を含む若手とベ

テラン双方の要望を可能な限り満たすような取組を、保護司会の意向をも酌みつつ、保護観察所を始めとする更生保護官署が積極的に支援、実施するという観点から御議論がなされ、中間取りまとめに盛り込まれたところです。

以上、事務局として承知しているこのような構成員の共通の認識を加筆したものです。

次に、8ページを御覧ください。(11)でございますが、これは倉吉座長から御提案のありました修正内容としております。

次に、14ページを御覧ください。(9)でございますが、前回の検討会でございますが、前回の検討会で井上構成員からeラーニングについて、清永構成員からセキュリティ対策について御提案がございましたので、その旨の修正となっております。

次に、20ページから21ページを御覧ください。川出構成員の御提案のとおり、当初の(2)の一部を新しい(3)に加筆する修正と、新たに(7)として掲載する順番を整理した修正となっております。

続いて、(9)を御覧ください。山元構成員の御提案を踏まえまして、更生保護サポートセンターが果たしている重要な機能、役割をより充実させる観点から、その法定化について検討する旨の修正となっております。

続いて、(10)については、新たに(9)を加えたことによる文言の重複を避けるなどの修正となっております。

次に、22ページを御覧ください。(16)でございますが、小西構成員からの、従業員である保護司を雇用する事業主側へのインセンティブという御提案を踏まえた修正となっております。

最後に、26ページを御覧ください。(1)でございますけれども、これまでの検討会の中で、「寄り添い」という言葉が保護司にとって重要な意義を有するとの御議論がありましたので、その旨を踏まえた修正となっております。

次に、資料2は構成員からの御意見となっております。柳川構成員資料及び山元構成員資料としております。

柳川構成員資料の1の保護司適任者確保については、中間取りまとめ案の6ページ及び7ページに記載がございます(1)及び(2)に記載されているとおり、保護司活動インターンシップや保護司セミナーといった既存の取組に保護司適任者確保のためのスクリーニング機能を持たせるほか、保護司への推薦をお断りする方については、保護司会の意向を十分に踏まえた保護観察所の対応が求められると考えております。

次に、2の保護司の委嘱年齢と特例再任については、中間取りまとめ案の7ページの(5)及び(6)に記載しているとおおり、特に新任委嘱時の上限年齢については、保護司会における年齢層のバランスに留意することとされており、原則的な定年年齢である76歳までの活動期間が短い高齢者から安易に保護司適任者を確保するのではなく、引き続き次世代の保護司会を担うことが期待される現役世代からの保護司適任者の確保に努めていくことが重要だと考えております。

次に、3の保護司の報酬についてでございますが、中間取りまとめ案20ページの(1)に記載されているとおおりです。

また、4の保護司会活動の在り方については、同じく中間取りまとめ案20ページの(2)及び(3)に記載されているとおおり、保護司の持ち出しについて、できる限りその軽減を図ることとされました。

次に、5の若手現役世代の保護司については、中間取りまとめ案13ページの(1)に記載されているとおおり、保護司会ごとにその実情に応じ、多忙により活動に制約が生じてしまういわゆる現役世代にも配慮し、幅広い年齢層の保護司が携わることができる活動の在り方を模索していく必要があるとされました。現役世代の保護司については、多忙により活動の制約が生じてしまうことから、その場合には少しずつ活動の幅を広げていくなど、一人でも多くの保護司が互いに協力し合いながら活動することで、保護司会としての一体感を醸成していくことが重要だと考えております。

続きまして、山元構成員資料の1については、中間取りまとめ案の4ページにありますとおおり、御指摘のとおり修正をしております。

また、2のデジタル化の推進につきましては、将来的にはまさに山元構成員の御指摘のとおりを目指していきたいというふうにご考えてございますが、現時点ではまだそこに至っていないという状況でございますので、そこに至るまでの前提として、中間取りまとめ案13ページの(3)、そして、中間取りまとめ案21ページの(8)に記載された取組を進めていきたいと考えてございます。

いずれにしましても、柳川構成員及び山元構成員の御意見とこれまでの検討会での御議論を踏まえた修正となっております。

事務局からは以上でございます。

**倉吉座長** ありがとうございました。

柳川構成員と山元構成員から御意見を頂きましたが、柳川構成員の最後の5のところ、若

い世代とコミュニケーションをとっていく、これが大事だというのは、本当にそのとおりだと思いました。それから、1の保護司適任者確保については、今の事務局からの説明に加えて、中間報告のこの案では、これから実態調査をしてガイドラインを作ることにしていますので、そのガイドラインにも反映されると思います。それからもう一つ、山元構成員のデジタル化の推進についてのご意見は、そのとおりでして、保護司さんが入力したデータがビッグデータとして活用され、個別の処遇から、更生保護を含む法務行政全般に生かされていくことが期待されます。ただ、今は、まだパソコンの使い方に慣れない方がいるとかセキュリティの方が心配だというような状況もあるので、目指すべき将来的課題ということになるのかと思いました。

そのほか事務局修正案について御意見等はございますでしょうか。おおむねこのあたりでよろしいでしょうか。

それでは、事務局修正案のとおり検討会の中間取りまとめとすることにしたと思いますが、時間もありますので、ここでこれまでのことも振り返ってみて、あるいは今後の議論の在り方等も視野に入れて、各構成員から一言ずつ頂ければと思います。それでは、井上構成員からお願いします。

**井上構成員** ありがとうございます。今回の「中間取りまとめ」なんですけれども、一通り読ませていただき、今までの議論がしっかり盛り込まれており、ストーリーもしっかりしていて、かつ、一般的な政府の文書にはない温かみもあり、非常に私は立派な取りまとめができたと思います。これは事務局の方々の努力の成果だと思うんですけれども、現時点での正直な感想です。更にバージョンアップというか、私も気づけていないようなところについては、更によりよくすることはできるのではないかと思いますけれども、取りあえずこの中間時点においては、こういう方向でこれから進めていけば、いい形で持続可能な保護司制度ができるのではなかろうかと思っています。

ただ、やはり難しいのは、この後これをどうやって現場に落とし込んでいくかというところが多分すごく大変だろうと思います。そのあたり、今日おいでの保護司の皆さんがこれを読まれて、実際に各地区に落とし込んでいくときに、多分様々な御苦勞というか、お悩みが出ると予想されますので、是非それを今日、座長がおっしゃったように、こういう意見の場があるので、お出しいただきたいと思います。私も保護司の仕事そのものに対する知見はなくても、会計士として何十、何百の会社のいろいろなやり方を見てきましたので、何かアドバイスできることがあれば発言させていただきたいと思っております。

以上です。

**倉吉座長** ありがとうございました。

それでは、川出構成員、よろしいですか。

**川出構成員** 私も中間取りまとめの内容自体について異論はございません。そのうえで感想を申し上げますと、取りまとめの中に、我々の議論だけではなく、保護司さんからの意見をある程度網羅的に載せていただいたのは非常によかったと思います。保護司制度について関心をもっておられる方であっても、この検討会の配付資料にまで目を通すというのはなかなか難しいと思いますので、多くの方の目に触れるであろう中間取りまとめにおいて、検討会では、現場からの意見を十分に踏まえて議論したのだということがわかるようになっているのは、大変よいことだと思います。

それから、ここまで検討会に参加させていただいて、法律を含めて制度そのものを変えることによって解決できる問題は限られており、運用面でどう改善していくかということが中心になるということを実感しました。他方で、制度を変えないと解決できない問題もあり、それがまさに今後の検討課題として残されていますので、引き続きこの場で充実した議論ができればよいなと思っています。

以上です。

**倉吉座長** どうもありがとうございました。

それでは、清永構成員、お願いします。

**清永構成員** 私も今回、大変いい中間報告が出たと、委員の皆さんの意見も反映されて作られていて、大変いいものになったと思っております。私、参加させていただくときに、自分ではぼんやりと思っていたのは、若い世代も入りやすく、仕事と両立できるようになって、なおかつ従来と同じやりがいを感じられるような制度、加えて副次的に、この検討会を通じて保護司そのものの認知度が上がっていけばいいなということを感じながら参加させていただきました。今回のこの中間取りまとめで方向性を示せましたし、その上で、まだその個別の、例えばデジタル化とか、制度をどうしていくかという上では、まだ課題が残っているので、この後そういった点を検討していくんだらうと思うんです。ただ、この検討会はそんなに全員が最終的に向かっている方向が違うわけではないと感じているので、あとはうまく着地点を見いだせばいいな、私も絶対こうでないといけないという強いあれがあるわけでは決してなくて、何かうまく最後まで検討をみんなで進められて、一緒の列車に乗って到達地点までたどり着けばいいなと思っております。

以上です。

**倉吉座長** どうもありがとうございました。

では、小西構成員、お願いします。

**小西構成員** ありがとうございます。この中間取りまとめ案の文章で、1点ちょっとお伺いしたいところがあるのですが、よろしいでしょうか。

15ページが一番下のところの、「他方で、保護観察等事件が減少しており、犯罪や非行の減少は日本社会にとって大変歓迎すべきところであるが、結果的に事件担当による実費弁償金の支給額が減るために、保護司が保護司会に支払う会費に対する負担感が増している」という、この一文なのですが、以前の議論でもあった、実費弁償金というのは、あくまでも実際に担当された分の補充といたしますか、出費を補充するという、ある種、プラマイゼロになるものというふうに理解しているのですけれども、この表現だと、実費弁償金の支給額が減ると会費の負担感が増すということは、実費弁償金に何か上増しがあって、それが減るといふふうにも読めてしまうのかなというふうにちょっと思いました。この点はいかがでしょう。

**中島企画調整官** 事務局でございます。これは検討会の中でも御議論があったと思うんですけども、保護観察の事件を担当していれば、先生御案内のとおり、保護司実費弁償金の中の補導費をお支払いするということができます。事件を担当していれば、毎月担当する件数に応じた補導費、四半期ごとですけれども、お支払いをしているわけです。保護司からすれば、その支払われた補導費、入ってくる補導費と、保護司会に納める会費の金額の、いわゆる収入の部分と支出の部分、その部分が、これまで事件数が多いときは補導費がそれなりの支給を受けていたので、自分の持ち出しといたしますか、私費で会費を払うことについて、さほど負担は感じなかったけれども、今は事件を担当しての補導費というものが入ってくる金額が少なくなってきたので、その分これまで私費で払っていた会費の部分の負担感というのが増してきているというお話があったと思います。それをここに記載しているという趣旨でございます。

**小西構成員** 特に何か余剰分が出るからとかという考えではないということですよ。

**中島企画調整官** 余剰分が出るということではございません。

**小西構成員** あくまでも入ってくる補導費が減るからというふうなことですかね。

**中島企画調整官** おっしゃるとおりです。

**小西構成員** 分かりました、ありがとうございます。

**川出構成員** 今の点なんです、分かりますけれども、ただ、小西先生のおっしゃるとおりで、これだと何か、実費弁償金から会費を支払っているような前提になってしまいかねないので、ちょっと表現を考えていただいた方がいいのではないですかね。

**倉吉座長** 確かに現場の意見としては、実費弁償金は実費なのに、それで本来取り切りになるはずのところ、更に保護司会費を払わなければいけない、そして、その実費弁償金すら入ってこないんですよみたいな、そういう心理的なものなんですね。これは、何か御意見ありますか。

**横田構成員** ありがとうございます。今の話とちょっとずれるかもしれませんが、野見山構成員がよくおっしゃっていたのは、別に実費弁償金ではなくて、やりがいですよね。やりがいもお金もない上に、会費も出ていくということだったと。

**倉吉座長** それもあると思います。ここは、でも、金銭的な部分だけに、金銭的な心理的負担感、それが増しているんだという実態をある意味、正直に書いているんだろうけれども、川出先生のおっしゃるのもそうかなと、これを普通に見ると。

**小西構成員** 自分も最初に読んだとき、そのようにちょっと感じてしまったので、ここで修正できるならば、変えられた方がいいかなと思います。

**倉吉座長** どうですかね、少し事務局の方で検討の余地は。

**中村審議官** ちょっとこの場で考えさせていただいて、後ほどそれを御提案するというような方向でいかがでしょうか。

**倉吉座長** お願いします。

**井上構成員** 以前、民事調停協会の会計をやらせていただいたときの経験談を申し上げたんですけれども、会費を払いたくないという人の言い分としては、全然事件も来ないのに会費だけ払うのは、それはどうなんだろうかというご意見でした。実費弁償金と会費は確かに別なんですけれども、会費を負担に感じられる方の気持ちとしては、何も仕事、事件が来ないのに、お金だけ取られるという感覚があり、それがこの文章に反映されているんだと思います。ただ、「実費弁償金」という言葉は確かに、一般の方が読んだときには、何か物を買って、その分実費で払うというふうに読まれてしまうところがあるので、今私が申し上げた、もしくは事務局が書いた意図が、言葉として伝わりづらいのではないかという感じはあります。しかしながら、現場にいる方にとっては多分この文章に余り違和感はないのではないかと思います。

**倉吉座長** 今、横田構成員が言われた、実際の事件をやるという、そのやりがいも感じられな



いの、加えて実費弁償金ももちろんないのにと、そういうふうを書くところちょっとマイルドになるかな。

**井上構成員** そうですね、両方だと思います。

**小西構成員** 感想の部分が続けてよろしいですか。

**倉吉座長** よろしく申し上げます。

**小西構成員** 改めて全て通読させていただいて、事務局の皆様が、まとめられるのは本当に大変でいらっしやっただろうなということを改めて実感いたしました。先ほどもいろいろ御指摘もございましたが、現場で実際に活動されている保護司の皆様のヒアリングの結果も併記されているというのは非常に重要なことだと思います。実際に今後いろいろ運用や制度を変えていく中でも、担われるのが現場の保護司の皆様でもあるので、一緒に考えてきたという形での中間取りまとめというのが非常に意味のあるものであると感じております。また、この検討会での幅広い意見も一通り、様々な形で反映されているので、その点でも、この中間取りまとめに関して、読んだ上で、非常にすばらしいものができたのではないかなと思いました。

今後は、前回にも触れましたが、引き続き検討するという部分もいろいろありますので、これが残りの期間、10月までと確か前回区切られたかと思いますが、その中でまとめていく、最終的な形にしていくというのは非常に大きな作業が残されているなとも思いますし、また、とりわけ法制度の検討につなげていくというのは非常に大きな課題であるし、自分も改めてしっかりと関わっていきたいと思いました。

ありがとうございます。以上です。

**倉吉座長** ありがとうございます。

それでは、杉本構成員、お願いします。

**杉本構成員** 中間取りまとめのところまで、ありがとうございます。私も今後にもまた検討されていく、「若手とベテランとの双方の要望を可能な限り満たし」というような、そのあたりの今後の話というのを、楽しみと言ってはおかしいですけども、やはりそのところがとても重要であると思いますし、何かいい形でそれぞれの保護司会で生かせるようになるといいなというふうに思っています。

私の役割として考えていたところもあるんですけども、やはり恐らく、保護司の中では若手であり女性でありというところがあったのかなというふうを感じていることがありまして、たまたま前回から今回の間に私自身が、初めてというわけではないかもしれないですけ

れども、ちょっと保護司であるということで、恐らく女性であるということで、怖いなど思った経験をしました。そんなこともありまして、保護司として何か危ないなど思ったときとか、実際に何かけがに近いようなことがあったりとかしたときにどうなるんだっけなど思ったときに、私は余りその説明を保護司になる際とか、なった後に聞いていなかったなどというふうに気づいたんです。

結果としては、国家公務員の災害補償の対応が得られるということや、保護司保険の加入というのがあるということみたいなんですけれども、恐らく私以外の保護司も余りその辺のことを聞いていないような気がすると思いますか、そのあたりはきっと、これからお誘いするというか声をかけていく、私ぐらいの世代はもちろんですけれども、保護司って安全なのかなというところに対してのアンサーとなるようなものというのが分かりやすくあるといいのかなと思いました。また、女性の視点というのも、今回私がたまたま経験したところで感じるものがあつたりしたので、安全確保についてのことが今後、検討の場で扱っていただけるといいかなというふうに思いました。

**倉吉座長** なるほど。何か危険なことが起こったときの災害補償とか保険とか、そういうことは保護司会の研修なんかでは扱われていない。そうですか。それはちょっと考えてもいいことかもしれませんね。研修は難しいのかな。

**中島企画調整官** 事務局でございますけれども、保護司の身分は非常勤の一般職の国家公務員ですので、保護司としての職務を行う上で災害等に遭われた場合は国家公務員と同じ災害の補償が適用されます。また、保護司活動について、それでカバーできないものについては、保護司の方々にはボランティア保険というものに加入していただいていますので、全てをカバーできていない部分もありますけれども、一応そういう補償の手当てはあるということです。

**倉吉座長** 分かりました。柳川構成員。

**柳川構成員** 今の被害に遭われたとかそういったことについて、例えば、極端な話ですけれども、何年か前に茨城で保護観察対象者から放火を受けて、うちが全焼したということがありました。やはりそういった場合には、保険の中で補える部分はある程度、金額等も明示されていると思います。ただ、恐喝されたとか怖い思いをしたということだと、その定義づけがなかなかちょっと難しいと思うんですけども、実際に例えばその人が来て、恐喝ではなくて殴られたとか、損害を受けたといったら、保険で申請してもらえれば、見舞金という形で保険で補うということは、ちゃんと組み込まれています。ただ、恐喝されたとか何とかという

と、その心的部分の賠償を補うというのは、なかなか表現にはちょっと難しいんだと思うけれども。

**倉吉座長** そうですね、それはむしろ一般的に保護司の心構えというか、こういうことに気をつけてくださいねと、こういうこともあり得ますということは、脅す意味ではないけれども、研修なんかで説明があるといいですよ。その上で、金銭的な補償がどういう手段があるのかと、先ほど言った保険もあるだろうし、それから、まさに公務員なんですから、公務員の災害補償の対象にはなると、ちょっとそういうことは考えてもらっていいかなと思いました。ありがとうございました。杉本構成員、ほかはいいですか。

**杉本構成員** はい、大丈夫です。

**倉吉座長** では、野見山構成員、お願いします。

**野見山構成員** 本当に初めての会議から、論点がどんどん絞られていくという過程を見て、わあ、すごいなと、本当に座長の倉吉先生、すごいなと思いながらいつも参加させていただいておりました。

この中間まとめで私がやはり一番気になるのは、委嘱年齢なんですよね。現実、自分の経験からすると、今の、飯塚の場合だと思うんですけども、高齢化によって、もうみんな70過ぎて、すごく活動が低調なんですよね。ケースを持つ、持たないとして、保護司会の研修会とか何にしても、すごく低調で、何が一番問題ですかねと、やはり高齢化よねという話になるんです。それで、どんどんこういうふうに年齢が引き上げられていくんですけども、委嘱の年齢引上げて難しいのではないかなということは思います。自分のことを考えてみると、私は66、その手前での委嘱でした。今思うのは、もっと早く話してもらえればなど、もっと早くなりたかったなというふうな気持ちがあります。

ですけれども、では現役のときに話があったらどうか、例えば50代であったときにはどうかというと、私は認知症の母も見ていましたので、到底できませんと断つたろうと思うんです。ですけれども、今、保護司というものを知ってからというのは、もっとやはり認知度の向上というか、保護司ってこうなんですよ、やってみませんかということを人には、すごく語るようにしているんですけどもね。少し今は難しいということであっても、また二、三年後、お願いするという形で、どんどん進めているんですけども、だから、認知度、それから年齢のことというのは、やはりもっと話し合った方がいいかなというふうに思います。特に、保護司の認知度について、もっと具体的なものはないのかなと思ったりもしています。

**倉吉座長** ありがとうございます。年齢のことについては、先ほども意見書の中にあつたところですが、中間報告書の中では各保護司会の年齢のバランスも考えてということを入れているんですね。地域によって違うところがあつて、例えば、高齢でも適性のある人がいるのに、年齢制限があるから採用できない地域もあれば、うちはもう高齢の人が多から、これ以上困るよという地域もあるかもしれない。そんな各保護司会の年齢バランスを考えてやりましょうということにしているので、そこは大丈夫かなとも思つてはいるんですが。後の認知度のところは確におっしゃるとおりですね。どうもありがとうございました。

それでは、宮川構成員、お願いします。

**宮川構成員** この会に参加させてもらうようになってのイメージにはなるんですが、取りあえず最初に自分が思つていたのは、最初の方にも言葉が出てきましたけれども、保護司というのがキング・オブ・ボランティアであると誰かがおっしゃられていたので、ボランティア活動というもの、特に日本のボランティア活動というものが今後どうなっていくかということ、特徴として保護司というのを考えたときに、ほかのことに対しても考えられるなど思つて参加していました。この文章にも出てきていますが、地方のいろいろな保護ボランティアの団体では人数も減ってきているし、活動も低下してきているという状況の中で、それぞれどうなっていくのかということも含めて考えられるなど思つて、参加させていただきました。この会に参加させていただくに当たって、最初にも四国地方、特に田舎地方のことを背負つて出てきますよということも言わせていただいたんですが、四国の会にかなり参加させていただくことが多くて、四国の各保護区の代表の方と話をさせていただくこととか、もうそのまま連れていかれて二次会で寿司屋で話されるみたいなこともさせていただいたので、いっぱいいろいろな方とお話しする機会がありました。

一番思つたのは、やはりこの保護司会というものの存在が大きいなというところで、その保護司会というのは、さっきからも出てきましたけれども、各地方によつてもものすごく違うなど思いました。本当に1個1個違う。サポートセンターの使い方も全く違う、どこに何があつて、何時から何時まで開いていて、鍵がどういうふうになっているのかと、この隣の席に座つた2人の話が全然違う状態で、保護司会の運営自体も違うし、それこそ柳川先生とか山元先生も話されたみたいに、こっちではこういうやつをやっているけれども、こっちではこう、そもそもの募集の仕方も違えばどういふふうに入材を確保していくかのやり方も違うということで、逆に言うと、保護司会というものがその地域そのものであるような存在かなと

思いました。地域そのものであるからこそ、罪を犯した方であったりとか非行した少年というのがその地域に戻るための役割を果たせていた、果たしていかなければいけない存在でもあるので、現状、若者が入ってこないという状況というのが、例えば若者がいない地域であったら、それはそれでいいんですけども、その地域社会というのがそのまま圧縮されたような存在として保護司会がないと、そもそもの目的を果たせないのではないのかなという感じはしてきています。

やはりそこに対してなんですけれども、ここから先はマーケティングみたいな話になってきて、先ほども認知度の話がありましたけれども、一次的に活動しているのはやはり保護司であったり保護司会ですけれども、その先に、知っているとか、マーケティングというファネルとかになってくるんですけども、二次的、三次的に関わっていく人たちというのを増やしていくというのをやっていくといいのかなと思っていますので、この中にもあった、小学生とか中学生とか、子供の頃からそれなりに教育をしていくというところというのはとても大事なのではないかなと思いました。

年齢については、先ほども出たんですけども、今、自分のところの地域で図書館を作ろうというので、図書館について勉強しているんですが、この前、U23の日本代表が負けたマリというアフリカの国の人が国連のときに話していたんですが、一人の高齢者が亡くなると一つの図書館がなくなるのと同じだというのがことわざとしてアフリカ地域にはあるそうです。高齢者が持つ力というのはとてもあると思いますので、やはり上を排除するだけの話ではないし、若者を入れるだけというのも話ではないと思っていますので、やはりそこら辺をどれだけ許容して、地域全体がどうあるべきかというのが、考えていかなければならないし、それ自体は結局、中央で決めたところで多分変わりようがないというか、聞きようがない話になってくるので、どれだけ自由に自治的なことをさせていってあげられるのかという部分を決めていく方がいいのかなと。どれだけ自由かというのは難しいとは思いますが、その地域ごとにどれだけできるかというのをできるだけサポートすることがいいのだと思います。

全体的に、最初に出てきた会計処理であったりとか、それからDXの話というのは、もちろんその大きなところでしなければならぬので、やはり分離してできるところというのがあると思いますので、この検討会で決めていくことが今後何になるかは、またその都度にはなるとは思うんですけども、そもそもDXというのはデジタル化することではなくて、デジタル化することでよくなることでないとDXではないと思っていますので、そっちは力のあ

る中央で進めていただく中で、各地域に沿ったサポートセンターであったり保護司会のやり方というのをやりやすくしていく施策が要るのかなと思っています。

また、別の話になるんですけども、報酬制は僕も一応反対なので、自分自身は感覚は分かっているんですけども、やはり若手に聞いてみると、この前たまたま大学生を中心とした若い方に話を聞いてみると、やはりもらうことに対して何の抵抗もないというか、むしろ何でくれないのという意見もありました。この子たちはBBSの子なんですね、高松のBBSに入会してみたんですけども、そこでいらっしゃる香川大学の法学部の子たちを中心に聞いてみても、やはりそんなに現在の子の感覚としては抵抗がないというところで、前回の話でもあったんですけども、保護司になってからの段階になるかもしれないですけども、ないことに対しての教育だったりとか育成であったりというところも充実していかなければならないのではないかなという感想です。これについては何も余り触れていないですが、ここまで会に参加させていただいた感想です。

以上です。

**倉吉座長** ありがとうございます。大学生の感覚って面白いですね、金がないとやれないよではなくて、ボランティアだからといって報酬をもらうことには抵抗はありませんよと、そういう感じなんですかね。

**宮川構成員** 実際そうで、あと、別で僕がイベントしたりするときに、大学生ボランティアという名前で集めているんですけども、当然のように食事券は下さいとか、交通費は下さいとか、これは弁償金の話と一緒にになるので、ちょっと違うかもしれないですが、ボランティアというものに対しても、やはり何かないとおかしいよねと思っているのかもしれない。東京オリンピックのときもそうだったかもしれないですが。

**倉吉座長** ありがとうございます。

それでは、柳川構成員、お願いします。

**柳川構成員** なかなか本当に、私も神奈川の県連の会長をやっていたり、関東の1都10県の連合会長をやっていたりして、持続可能な制度の確立に向けた検討会って本当に難しいと思いました。昨年10月頃に全国8ブロックにおいて全てこのテーマでいろいろな分科会を設けて激論を交わしました。関東だけでも本当にもう100何ページにも上る、大部の資料が出ました。その中で何を選択していくのかなというのは本当に非常に難しく感じました。一長一短に答えが出る問題ではないというのはもう重々承知していますし、以前お話ししたかもしれないけれども、保護司の適任者確保の問題が出る以前に、平成23年ぐらいから、要

するに保護司制度をどうするのかということで、私も本省に呼ばれていろいろな討議をしたことがあるんですけども、いつの間にかそれが適任者確保という形になって、要するに、もうそれだけ今、人材確保が難しくなってきた時代になったなというのをつくづく感じております。

総じて、今日までの議論のために、今日のためにちょっとためておいたものが資料2です。私のちょっとした意見書ですけども、この意見書はただ単に書いたわけではなくて、本当にずっとためていました。極端に言えば、私がこの適任者確保から、その前の安定的確保の保護司制度からで、ずっと10年ぐらいためていたことをちょっとまとめていたり、あとは関東でまとめたことや、あと1都10県の連合会長でヒアリングしてまとめたこととか、自分の神奈川の中でまとめたことを本当にぶつ切りにして、骨子を1から記載しています。5は横田さんのご意見も受けてコメントしたものです。本当にぶつ切りにして、いかに短くして表現しようかなというのが非常に苦労しました。保護司の適任者確保において、やはり公募や自薦の取扱いには、このとおり細心の確保が必要ということは、もうつくづく考えております。この間も私の地域で問題があったんですけども、候補者がいて、地区内に分区とか小さい班があるんです、そこで、いいよと言って、上げたんですけども、何年かしてみたらやはり適任者ではなかったと、そういったことをどこでどう判断するのかということがあります。私は県連でも自分の地域でも言うんですけども、やはり保護司セミナーとってお題目を書くのは難しいけれども、保護司会の自主例会とかいろいろな行事のときに、もしそういう気持ちがある人に参加してもらって保護司会の行事を理解してもらい、保護司の活動も理解してもらい、その中の座談会の中で、グループ討議の中で当然、保護観察とはこうなんだ、ああなんだと、やはり保護観察の対応の仕方なんかも、未経験であっても、その中で学んでいってもらい、やがてそれで適任者になる是非が決まってくるのではないかなと、やはり公募でも適任者も確かに来ます。私の地域でも適任者はいました。2名適任者で、保護司として委嘱をされた方がいます。でも、最終的な各保護司会の判断に委ねるといのは、やはり難しいと思います。やはり担当官署の方で、例えば神奈川であれば横浜保護観察所の中で不適ですよと言えるような関所を設けていかないと、あなたは駄目ですよと地区で会長とか会員がその人に言うのは非常にづらい、やはりそれが人間の心情です。

それから2番目に、保護司の委嘱と、特例再任については、ほんのちょっと短くしか書かなかったんですけども、66歳のある程度の壁があるんですけども、定年延長に伴い、警察や教職、役所の、あるいは僧侶の人たちが委嘱できなかった時期を考慮して、68歳ぐら

いまでは適任者であれば委嘱可能としてはどうかというのが一案あります。現に神奈川で先月、68歳の人を保護司の候補者で出しました。これは警察の署長さんと、もう一人は学校の校長さんなんだけれども、現役の間は保護司ができなかったけれども、ちょっと時間が取れるようになったからということで、いろいろな現場の経験をと、やはりそのスキルを生かしてもらうために、68歳の人ですが保護司の委嘱を受けることになりました。だから、適任者の年齢制限云々とあるけれども、どこでその人が適任者であるのかということも、やはり地域の中でみんながいいよと認めてもらえれば、やはり適任者として発掘できるのではないか。特例再任は本当に課題が多く、やはり引き続き検討が必要だと思います。全国で数字を出せばすぐ出てくるんだけど、特例再任を受ける人はやはり神奈川でもフィフティー・フィフティーで、やはり45%か55%か、あるいは逆に55%か45%の比率で、やはり2分の1ぐらいですね。当初は3分の2ぐらいかなと思ったら、やはり自分の、やはり健康の面とか、今までずっと保護観察をやってきたので、もうここで一区切りして、特例再任は受けなくて辞退しますよと、特例再任は引き続き、個人の判断がありますので、やはりこれからはまだ検討の必要はあるのかなと思います。あるいは逆に言えば、特例再任はなぜ必要なのかということもやはりきちんと説明していかないと、難しい面があるのではないかと思います。

3の保護司の報酬制については、何遍もお話しましたけれども、やはり保護司法の11条で、費用の支給の中の第1項において、保護司には給与を支給されないとされているということで、あくまでも報酬制ではなく、先ほども小西先生からお話があったように、やはり実費弁償金の充実が第1条件の基本であると思います。やはり事件をやって、一生懸命やって、書類を一所懸命書いて観察所に提出して、やはり保護司が一所懸命やった部分の実費弁償金というのはきちんと充実していただければ、私はいいかと思います。あとは、やはり刑務所収容者とか、あるいはそういう方の生活環境調整で刑務所に赴いて本人と面接して、仮釈放後のことを話したり、そういった経緯についても実費弁償金をきちんと算定できるような方式にすればいいと思い、あえて報酬制は私は反対です。

これは関東の1都10県の11人の連合会長でさんざん議論しました。2回も3回も議論して、関東の11人の連合会長は報酬制は絶対反対だ、もし何かがあれば、自分たちがもう一回県連に持ち帰って、報酬制のことはきちんともう一回みんなに語ろうということで、意思はある程度統一されております。括弧に書いたように、退任保護司の言葉を観察所で読んだり、私も自分の地区会で退任保護司の言葉を聞くと、やはり人のために、地域のために何



ができるかを考え、自分が支えられていることを胸に秘めて活動してきた、退任された保護司が、金銭ではない大切なことを経験したと、自分磨きができたということが金銭面には代えられないよというのは、これがどの言葉もあって、これを一つの文章にして、私も1冊の本で今まとめようとしております。ただ単に保護司をやってきたということではなくて、保護司をやってきたために、やはりいい人生経験や、得られないものを得たので、金銭ではないよというのは、やはり皆さんが言いたいのかなと、そういうのを酌み取りました。

4の保護司会活動の在り方は、これが持続可能な保護司制度の確立に向けたことではないかと思えます。保護司会の活動費の増額云々ということではないんですけれども、やはり報酬制よりも大事なことは、全国886の保護司会の運営は、事業運営に非常に苦勞しています。それから、保護司の在り方についても大切であるが、基本の組織の在り方についてももっと大切ではないか、組織があってこそやはり組織活動ができる、次につながる人づくり、次につながる組織づくりが重要ではないかと、やはり保護司会活動の基本がないと保護司制度の確立というのはできないのではないかと、やはりそれは地区会の会長はみんな同じように話しております。

次のページで、若い世代の話が出ましたけれども、やはりいつも私もこれは県連や地区会でもテーマにしています。若い世代の人たちと新任の人たちが将来の保護司活動や組織活動ができる体制が、やはり運営費に託されているのではないかと。法務省主唱の社会を明るくする運動についても、各地区では費用の捻出には苦勞、苦心しています。法務省が主唱ならもっと予算化をお願いしたいというのが、これは結構強い意見です。法務省がお題目で社会を明るくする、法務省の主唱ですよと言っているんだけど、現場でやる社会を明るくする運動の運営の仕方とか金銭面とか、これはもう地区会で全部違うので、やはりその辺の苦勞があります。そういった面でも持続可能な保護司制度の観点が必要で、保護司の活動として犯罪予防活動や再犯防止としても社会を明るくする運動が取り組まれているので、やはりこういうものをどうやってケアしていくのかというのが一つの課題ではないかと考えます。

5番はちょっと補足なんですけれども、若手現役世代の保護司についてということで、これは私見で、横田さんにお返し、先月もしたんですけども、やはり今どう変化しなければいけないか、若手の世代に対して保護司会というのはどうあるべきかの投げ掛けが横田さんからありました。二つの視点を現実的に捉えてみると、やはり私も組織の代表者などで、様々な会議などで得た情報を文書等でしっかりと会員に伝えることが必要なんですよね。今何が起きているのか、どういう会議であったのかというのをやはりきちんと会の代表者は伝えて

あげないと、末端の会員にも伝わらない。基本的に報告内容等を理解した上で各個人がどのように判断してくれるのかなというのをいつも考えながら、私はいろいろな文書を作っております。若手や、あるいは保護司になって間もない人が考えてくれることが大切で、次のことを判断してもらって、現状を考えながら次のステップとして、保護司会の自主研修会等で自由にグループ別に話し合っ、ベテランと若手と新任の保護司たちと意見交換をして、やはりそこでいろいろな交流ができていくのではないかなと。

最後に括弧書きで、若手世代や新任の人たちと同じ仲間意識を持つことが必要ということを書きました。、絶えず私は神奈川県の県連の中では、代表者会議を開くと、やはり会長としてやるのではなくて、会長は次の人を育てることが大事なんだよと、私の口癖なんだけれども、会の代表はいつも次につなげることを考えて、バトンリレーやたすきリレーで代表をやっているんだよ、次の人に渡すために、代表は次の人にどうやって伝えるかというのが本当の会の運営では一番大切ではないのかなということをお話ししております。以上でございます。

**倉吉座長** ありがとうございます。

それでは、山元構成員。

**山元構成員** 今、柳川構成員のお話を聞いて、また感銘を受けたというか、非常に考えるところがありました。ありがとうございます。

まず最初に、全体的な印象ということで、先ほど井上構成員の方からも出ていましたように、この中間取りまとめ、全般的なところが網羅されていて、大変評価できると思います。何よりも素晴らしいと思ったのは、途中でヒアリングをかなりの数をこなして、それをまたこの意見書に反映させていると、そのリサーチ能力のすばらしさに私はちょっと感銘を受けました。また、同じように井上構成員と同じ意見なんです、この後、地区保護司会会長としては、さあこれをどういうふう現場に生かしていけばいいのかなというところで、うちの地区の保護司会のコンセンサスをどうやって得ていくかなということも頭の中によぎりました。というのは、一つまとめていくのも結構大変な話だと思いますので、そこを一つ一つまた、先ほど柳川構成員の方から言われましたように、文書をもってきちんと説明していくことが大事なのかなと思いました。

それから、私の今回の意見は、やはり横田構成員が前回お話しされたように、10年先、20年先の保護司会を考えて、そこから現在を見つめ直して、どうすればいいかということを考えていくことが必要だという御意見を頂いて、私なりに考えてみて、やはり将来的には

このデジタル化という観点というのが一つの解決の糸口になるのかなと思っています。先ほど宮川構成員からも出ましたように、デジタル化という観点は、DXとってただデジタル化するだけはその真の意味ではなくて、それをいかに活用していくか、その活用にあたっては、やみくもに活用するのではなくて、やはり科学的な根拠というか、きちんとしたデータを基に活動していくというか、対応していくのが大事なのかなと思って、今回の意見を入れさせていただきました。

それからもう一つ、今、事件数が減っている、対象者が減っているということは非常にいいことで、だから、保護司のことをどうすればいいのか、保護司会をどうしていけばいいのかということで、一つ、例えば消防団を例にとってみますと、火事がないから消防団は要らないよという理屈は成り立たないわけですし、いつ何どき火事があるかは分からない、それに対応していくためには、やはり消防団、しかも、特に消防団も、行政のプロの消防団もいますが、地域の消防団員、こういった方たちが柔軟に対応することによって消防活動が担われている。更生保護もやはり同じように、数が少なくなっているから保護司は減らしてもいいんだという理論は成り立たず、むしろ地域活動、先ほど柳川構成員からも言われましたように、保護司の活動としては、対象者の処遇と地域活動といった2本柱があるんですが、今後は地域活動の重要性というか、特に少子高齢化、それから20年、30年先を考えた場合に、その地域活動をいかに保護司が充実させて行っていくのかが一つのかぎになってくるのではないかなと思っています。

その際に、保護司会だけではなくて、例えばBBSとか更生保護女性会、保護観察協会、あるいは地方公共団体である区役所とか、そういった方たちとの連携を、今までどちらかという縦割りの組織だったんですが、どうしたらこういう人たちとうまく連携して活動が行えるかということを考えていかなければいけないのかな、一つのかぎがそこにあるのではないかなと思っています。

それともう一つ、先ほど杉本構成員から出た、怖い思いをしたというところで、やはり一つの視点としては、危機管理という観点からの研修は、言われてみると、今までなかったのかなというところで、どうしたらそういう危機に遭遇した場合に対応すればいいのかとか、その対応の仕方とか、そういった処遇の仕方の研修というのも非常に大事なかなと思いました。

雑駁ではありますが、私からは以上です。

**倉吉座長** ありがとうございます。

それでは、横田構成員、お願いします。

**横田構成員** ありがとうございます。まず、中間取りまとめ全般ですけれども、本当に初期の頃からもかなり論点を集めていただいて、それを煮詰めていくという流れで進めていただいたので、総じてよくまとまっていると思っております。引き続き議論ができる部分もありますので、皆でこだわりたい部分はこだわり切って、更に煮詰めていくべきかなというふうに思っております。

その上で、前回恐る恐る申し上げた点を受け止めていただいて、取りまとめの文章にも追加いただいたりとか、何よりも大御所の皆様にもアンサーを頂いたりもしたので、どうお受け止めいただいたかも、好意的に、やはり持続性ある保護司会をどうしていくのか、保護司をどうしていくのかというところに焦点を当てるべきだということでは共通しているのかなというふうには思っています。

ただ、本当に持続性を求めるのであれば、正直言うと、もう一步踏み込んでほしいというふうには思っています。若手もベテランの声も、両方を酌み取るということは重要であるというふうには思いますけれども、前回申し上げたのは、10年、20年後の視点に立ってベテランの方も御意見を頂きたいということ、今の意見だけではなくて、ということになります。今大事にしたいものが、どうやったら少ない人数になっていくときに守られるのかという視点に立たないと、恐らくどう改善していくかというところに真剣に向き合うところまで行かないのではないかとこのように感じています。

その上で、二つ、可能であればお願いしたいなというふうには思っているのが、保護観察所は10年後、20年後、今この保護司の構成だったらどうなってしまうのかというところを数字として示して、そういう経過を人口動態によって保護観察の区域を検討し直すというのは、保護観察所の役割として3の14に加えていただいていますけれども、やはり保護司会に、今のまま行くところなるよというようなことを常にデータ提供をしていくということをしてよいのではないかとこのように考えているというのが1点。

2点目は、やはり今の保護司さんたちだけで議論しているには限界があるというふうには思っております。なっていない方、あるいはお断りをされた方々のヒアリング実施やアンケートを取りため、その声ちゃんと向き合うことも必要なのではないかとこのように思います。例えば、時間がないから今はできない、本当は報酬があつたらできるかもしれないみたいなところをデータとして蓄積して、本当はこの人適格かもしれないのにな、なのにここでお断りをされたんだ、みたいところがちゃんと客観的な情報として共有がなされて、それ

も含めて議論をしていくということも必要なのではないかというふうに思います。

あと、関連して現在辞退された方々も5年後だったら検討の余地があるなら、5年後にもう一回アプローチをすることができるように、蓄積し適宜情報を提供していくという、線でのフォローアップも必要だと思います。そういったアンケートの中に、今は無理だけれども、ここぐらいだったらできるかもしれないな、みたいなことにチェックを入れておいてもらったら、そのときに、そろそろどうとお声掛けができるようなデータベースも必要だし、というふうに思っています。

この点は、次にお話ししたいのが、山元先生がおっしゃっていたデータの標準化と若干近い話かもしれないんですけども、私はデータの標準化はもう急務だというふうに正直思っています。たとえアナログであっても、これからシステムを導入するところに、できればこういう項目で統一しておいたらデータの流通性が高まるからいいよとか、せめて項目だけでも追加しておく。今申し上げたアンケートも、地区ごとに独自性があることに何の意味もない。早めに共通化、共有化して、そろえられるところからそろえていくことがベターではないかというふうに思います。

報酬に関しては、これは難しいなと思っていて、私は前回申し上げたとおり、正直こういう会議にも学びも多いですし、皆さんから教えていただくことも多いですし、私はもうお役に立てるならばということで参加させてもらったりする方なので、余りお金にこだわりがない方なんです、企業経営者の中でも多分、声掛けられて時間割ける人と割けない人だと思いますから、なので、前回私は余りにしませんが申し上げましたけれども、ほかの人がどうかは正直分かりません。むしろ、やはり疑問を持つ方も多いと思います。ただ、報酬と実費弁償金の説明をくどくどすると、もうちょっと理解してもらえるのかとか、要は無償ボランティアという言葉も独り歩きしているような気もしなくもないですけども、いかがでしょうか。以上です。

**倉吉座長** どうもありがとうございました。また何かこれまでの議論を思い出すような一巡の御意見だったなと思います。それから、押切構成員（保護局長）にも、退席する前に発言してもらおうべきでした。代わって、中村審議官、お願いします。

**中村審議官** 私が代理で感想を申し上げるのも恐縮ですが、この非常に難しい課題につきまして、様々な論点がある中、非常に活発に御議論いただきまして、どうもありがとうございました。それぞれの論点につきまして、今の報酬制もそうですし、公募制といった論点もそうですし、保護司さんにも様々な意見があるところで最終的に取りまとめをしていかなければ

ならないという中、中間取りまとめに至ったということについて、大変感謝を申し上げます。まだまだいくつか論点、なかなか難しい論点も残っているところでございますけれども、あくまで中間取りまとめでございますので、最終取りまとめに向けて、更にお知恵、御意見をいただけると幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

**倉吉座長** ありがとうございます。

事務局から先ほどの修正案の説明をお願いします。

**中島企画調整官** 事務局から案文を御提案したいと思います。御議論いただければと思います。

15 ページの一番最初のパラでございます。読み上げます。案文です。

「他方で保護観察等事件が減少していることは、日本社会にとって大変歓迎すべきことではあるが、保護司がやりがいを感じる機会が少なくなるとともに、保護司が保護司会に支払う会費に対する負担感も増している。」という案文でございます。

**倉吉座長** どうですか、そんなところでよろしいですかね。

会費については、井上構成員の話もあったではないですか、調停委員はというね。

**井上構成員** そうですね、私は、16 ページの保護司さんの意見の中で、下からポツの四つ目が一番ピンと来ます。「会費相当負担分は国費で負担すべき」というご意見なのですが、私は自分が調停委員をやっている経験上、しっくりくる感じがします。会費負担が嫌なために調停協会の会員にならないという人も出てきています。町内会と一緒に。保護司会にも同じことが起きているのかどうかよく分からないですし、保護司会に入らず保護司活動をするということが許されているのかよく分からないですけども、使われている内容は仕事のために研修したり、いろいろな活動をするためですので、本当に保護司さんが負担する会費なのだろうかというところがポイントだと思います。これについては20 ページになると思うんですけども、「今後講じていく施策等」の2番で会費を取るべきかどうかという点について議論していただきたいと思います。すごく極端な話なんですけれども、会費については、安い方がいいという考え方や、許容できる範囲に抑えるべきという考え方や、いや、そんなものは全部国でやるべきという考え方があり、大分進め方に違いがあると思うので、私は国費でやるのがいいのではないかと考えていますが、しっかり議論していただきたいと思います。一保護司の皆さんはいかがでしょう。

**倉吉座長** 宮川構成員どうぞ。

**宮川構成員** 多分、以前の会で、飲食に使われている部分もあつたりするので、それに公費は入れられないんじゃないかという話も当然あったので、その分ける部分というのも要ると思

うので、基本的には受益者負担の話になってくるから、会費で払っているから飲食やって、来られない人には出さないみたいになってくるところもあるので、そこは分けていくべきだと思います。絶対必要なやつについては、おっしゃられたように、ちゃんと公費から出すべきかなと思って、今もおっしゃられたように、総会とかに出で資料を頂くと、会費がどう使われていたかというのは見られるんですけども、本当にそれがどうなのかもよく分からないところもあって、自分が払っている会費がちゃんと役に立っているよという実感があれば全然払うと思います。

**横田構成員** 税金と一緒に話ですよ。

**宮川構成員** うちの県の西の方に見守り隊をするおじちゃんの会があって、そこはわざわざ見守るために会費を払っています。それも同じなんですけれども、お金をくれるのではなくて、お金を払って子供たちを見守りに行くんです。そういう意味で、そういう人たちがいるというのは保護司も含めて一緒に、何か自分がしなければならないこととかすべきことに対してお金を払うからこそ、更に責任持つてするという方というのはいっぱいいらっしゃると思うので、今後アンケートをとるときは、嫌かどうかでなくて、同時に、何に使われているか知っていますかというのも一緒にとっていただくといいのかなとも思います。それに納得していないから嫌なのか、納得した上で、うちらが払うものではないよと思って嫌なのかというのは、結構差が出てくるのかなと思うので、アンケート、手間かと思いますが、そこら辺がもっと分かれば対処ができるのかなと思っています。

**倉吉座長** そうですね、役人としての感覚からすると、国費負担というのは非常に難しいだろうなと思います。調停委員も同じなんですけれども、それぞれの調停協会のお金、保護司会のお金、いろんなものがたくさんあるんですよ、それを全部国費で、国民の税金で負担するというのは、それはちゃんとした論理的説明が要るわけで、何に使っているのかという用途も説明できなければなりません。その説明ができるかできないかという問題だけではありませんが、一般的にはそこまで広げていくというのは難しいだろうなという感じはします。でも、これから話題にして議論をしていくことはいいのかもしれません。

**井上構成員** そうですね、会費のために保護司の成り手がいないというのは、やはり本末転倒な気がします。確かに会費ぐらい乗り越えてなりなさいよというものも一つあるんですけども、一方でボランティアでもお金を下さいという若者もいる中で、会費をなくすことは結構大事なことはないかと思います。飲食的なものについてはしっかりと切り分けて、基本的、原則的には無料化しないと、本当に持続的に継続ができるのだろうかという心配がありますの

で、そういう話を申し上げました。

**倉吉座長** そのとおりだと思いますね。

ほかには何かこの際、ありませんか。

それでは、こんなところでいいですかね。本日は中間取りまとめということで、また多様な意見を聞いてよかったと思います。

では、これで本日の検討会を終了いたします。

次回は4月25日木曜日になっています。次回からはいよいよ報告書の策定に向けた議論ということになります。よろしくお願いいたします。

それでは、長時間にわたりお疲れさまでした。ありがとうございました。

—了—